

鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する公示

鳥取労働局一般公示第 17 号

令和元年8月9日鳥取地方最低賃金審議会から鳥取県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、鳥取県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第12条の規定に基づき、令和元年8月26日までに鳥取労働局長あて（鳥取市富安2丁目89番地9）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和元年8月9日

鳥取労働局長 丸山陽一

記

鳥取県最低賃金の改正決定に係る鳥取地方最低賃金審議会の意見の要旨

鳥取県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
鳥取県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 790円（答申における金額）
- 5 この最低賃金において賃金に参入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり